

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区地域振興部商工担当生活経済課消費者・勤労福祉担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6182

● 消費者庁が発足しました ●

消費生活に関する様々な問題の解決をはじめ、消費者行政の一元化をにやう消費者庁が、平成21年9月1日に発足しました。

消費者庁創設の理由

こんにやくゼリー、湯沸かし器やエレベータ等の事故、事故米、農薬入り冷凍ギョウザや、食品産地偽装など、消費者の安全を脅かす事件が相次いでおきました。中には情報としてすでに寄せられていながら、対策が行き届かず、同様の事故が繰り返し起きているケースもありました。こういった事件を防ぎ、消費者の安全を守るために、消費者庁が創設されました。

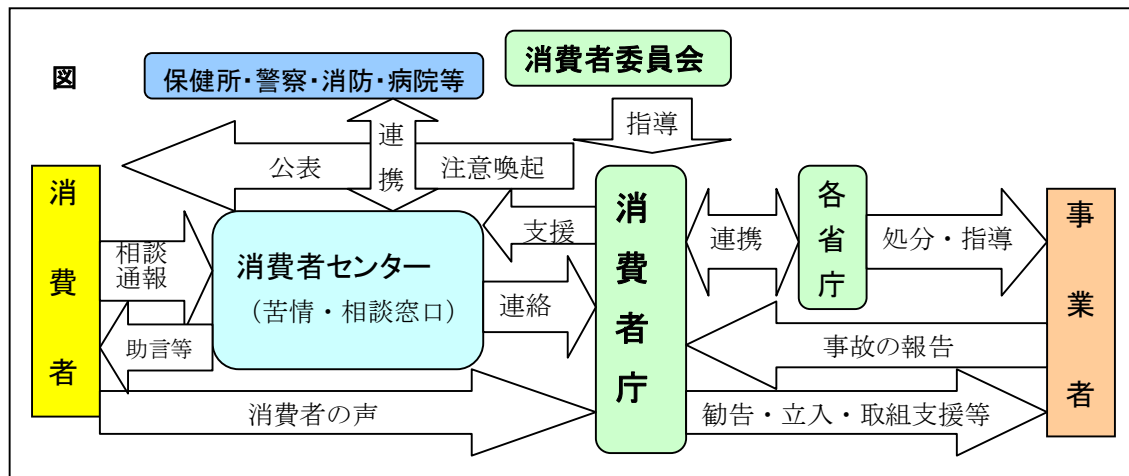
消費者行政の司令塔になります

今までの行政は、製品やサービスにより担当する省庁が異なるという縦割りの弊害から、スムーズに事故情報の共有化がされていませんでした。

しかし今後は、事故情報はすべて消費者庁に集約されます。消費者・事業者・行政機関・自治体からの事故情報は、すべて消費者庁へ集められ、調査や分析を行います。

事故情報をすばやく公表し、消費者に注意喚起をして同様の被害を抑止します。

また、関係省庁との調整を行います。消費者被害の発生や拡大の防止に向けて、関係省庁の取組みを促進します。緊急時には、指揮をとり緊急対応を行っていきます。



夜中にトイレが詰まった・・・修理代がこんなに高いなんて！

■事例1

トイレが詰まってしまい、インターネットで検索した救急修理業者を呼んだ。作業員が来たとき「作業代の他に、来るだけで8000円かかる」と言われた。電話で申し込んだ時に聞いていない。また修理費用は他社と比べかなり高額で不審感をもった。合計30000円を払ってしまったが不満なので返金して欲しい。



■アドバイス

水まわりの詰まりは突然のことで焦ってしまいます。電話帳やインターネットなどで修理業者を探すことが多いでしょう。救急の修理業者は24時間体制をとっていて、料金は割高のことが多いようです。作業員は不具合の状態を見てから作業内容を決め、場合によっては作業が追加されることもあります。

電話で申し込んだ時に料金を確認することは大切ですが、作業代以外の基本料や出張費などしか分かりません。作業代については、担当者が来てから細かく尋ねることが必要です。

上記の相談は、作業担当者が「事前に説明した」と主張して水掛け論になりました。「聞いていない」というトラブルを防ぐため、聞いた内容をメモしておくことも有効です。不審に思ったらすぐに払わないで、消費者センターに相談してください。



困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談日：月～土曜日

*土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間：午前9時30分～午後4時30分

相談専用電話：5608-1773

*最初は電話でご相談ください

所在地：墨田区押上 2-12-7-215



■交通機関

- ・東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」A3出口徒歩3分
- ・東武伊勢崎線「業平橋」徒歩7分
- ・都営バス（墨38）「向島三丁目」バス停前